

# 原子力災害対策マニュアル

平成24年10月19日

原子力防災会議幹事会

(平成25年9月2日一部改訂)

(平成26年10月14日一部改訂)

(平成27年6月19日一部改訂)

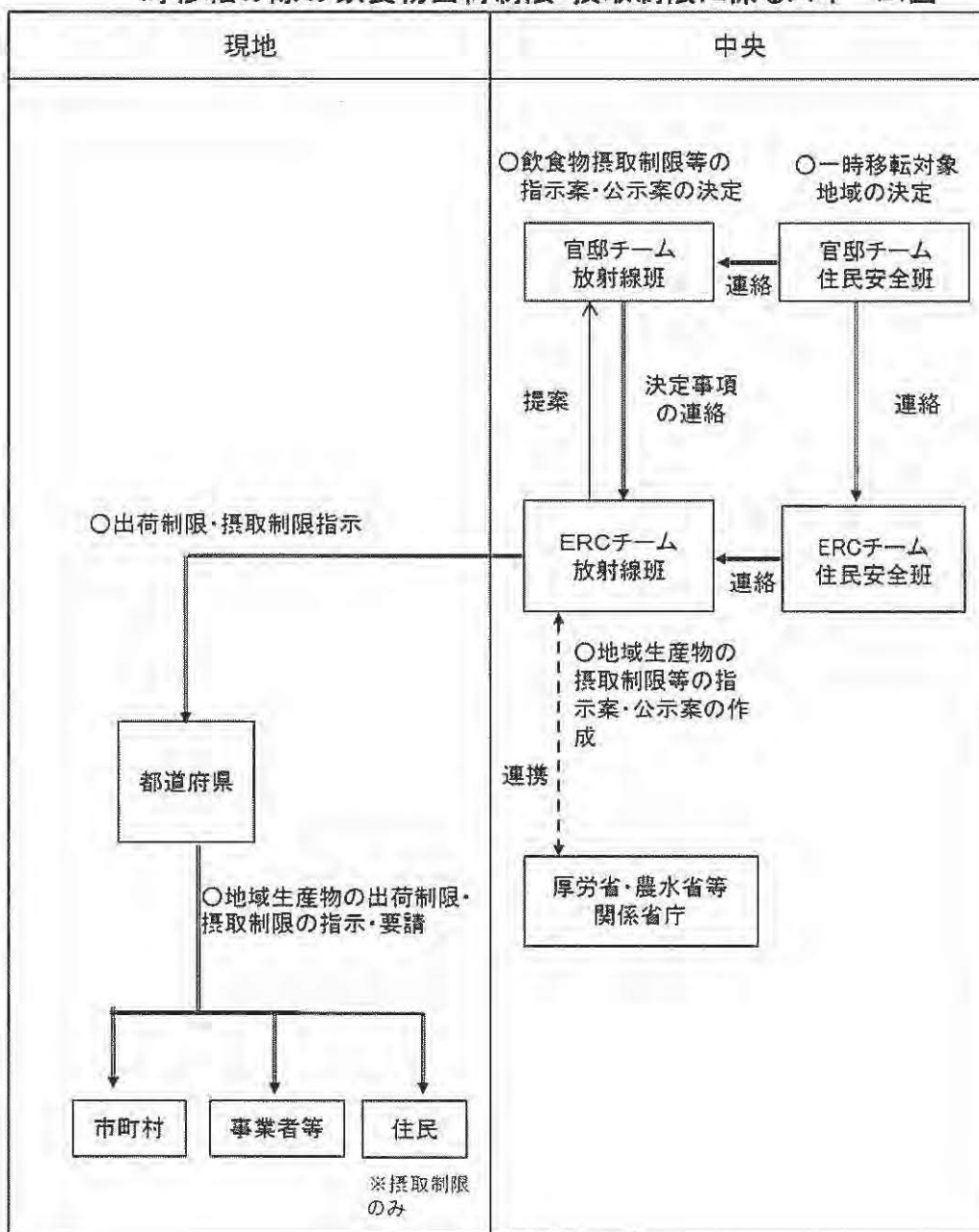
20 飲食物の出荷制限・摂取制限 <放射線班>  
 (厚生労働省、農林水産省等)

【フェーズ1、フェーズ2、事後対策共通】

(1) OILに基づく一時移転の際の、飲食物の出荷制限・摂取制限

原災本部長は、OILに基づく一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するようUPZ内の地方公共団体の長に指示する。

一時移転の際の飲食物出荷制限・摂取制限に係るスキーム図



(2) O I Lに基づく飲食物の出荷制限・摂取制限

①検査計画等のガイドラインの策定及び公表

原災本部は、緊急時モニタリングによる空間放射線量率の計測結果から、O I Lにより、飲食物に係るスクリーニング基準に基づいて、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定しつつ、厚生労働省、農林水産省その他関係省庁の協力を得て、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（以下「検査計画等のガイドライン」という。）」をとりまとめ、公表する。

②都道府県における検査計画策定・実施の指示

厚生労働省、農林水産省その他関係省庁は、都道府県等に対し、原災本部から公表された検査計画等のガイドラインに基づき、飲食物(原料となる農林畜水産物を含む。)中の放射性核種濃度測定の検査計画を策定し、検査を実施するよう要請する。

③飲食物の出荷制限・摂取制限の指示

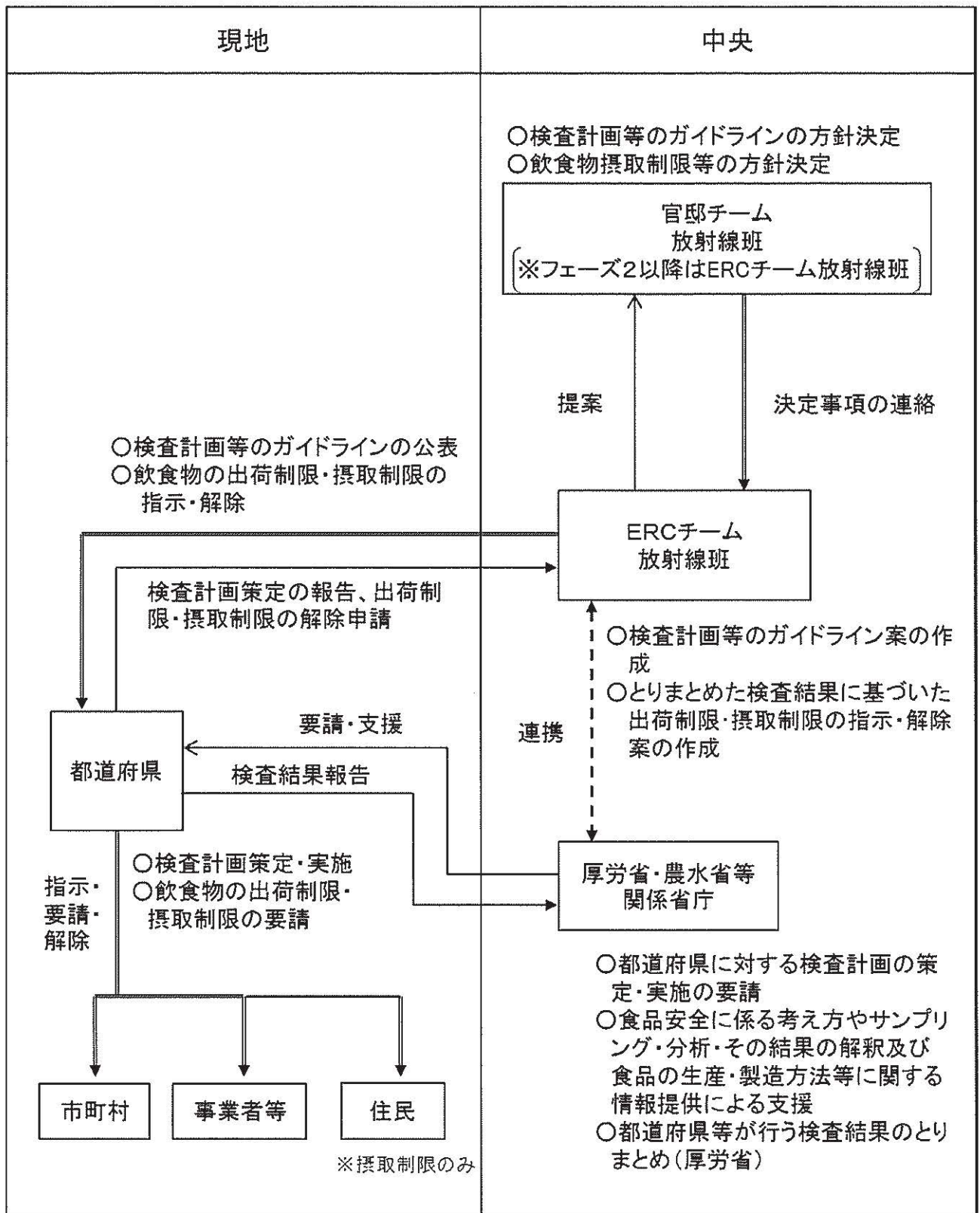
厚生労働省は、検査計画に基づき都道府県等が行う放射性核種濃度の検査の結果をとりまとめ、公表する。

原災本部長は、検査計画等のガイドラインに従い、厚生労働省がとりまとめた検査結果を基に、厚生労働省、農林水産省その他関係省庁の協力を得て、O I Lの基準を超える品目について、出荷制限を実施するようUPZ内外の都道府県知事等に対し指示・要請する。

O I Lの基準を大幅に超える品目について、特に高い濃度の放射性物質が含まれるものがあると認められる場合には摂取制限を指示・要請する。

また、検査計画等のガイドラインで定める解除の要件を満たす場合には、地方公共団体の申請を受けて、出荷制限及び摂取制限を解除する。

## 飲食物出荷制限・摂取制限に係るスキーム図



# 緊急時モニタリング計画作成要領

第 1 版

平成 26 年 6 月 12 日

原子力規制庁監視情報課



## 目 次

1	本資料の位置づけ	1
2	緊急時モニタリング計画の記載事項	1
3	緊急時モニタリング計画の各項目の記載例	2
3-1	緊急時モニタリングの目的	2
3-2	基本的事項	3
3-3	緊急時モニタリング等の体制	4
3-4	緊急時モニタリング等の体制の整備	5
3-5	協力要請	7
3-6	緊急時等の対応	8
3-7	モニタリング結果の確認及び公表	10
3-8	緊急時モニタリングセンター構成要員の被ばく管理等	11
3-9	その他	12
	別表1 緊急時モニタリングの体制	13
	別表2 緊急時モニタリングセンター 各グループの役割	14
	別図1 緊急時モニタリングセンターの構成機関	15





## 1 本資料の位置づけ

原子力災害時の緊急時モニタリングは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以前では、大気中・環境試料中の放射性物質の濃度の把握及び予測線量の迅速な推定や周辺環境に対する全般的影響の評価・確認を目的とし<sup>1</sup>、地方公共団体が中心となりこれを実施することとされていた。その後、原子力災害対策指針が制定・改正され、緊急時モニタリングは原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集、運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）に基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供を目的とし、国が統括して実施することになった。

これを達成するため、国と地方公共団体とが連携した緊急時モニタリングを実施するにあたり、緊急時モニタリングで主要な役割を果たす所在都道府県及び関係周辺都道府県は、緊急時モニタリングの事前の準備と対応について、国の方針と整合性がとれた計画を策定する必要がある。

本資料は、原子力施設の所在都道府県及び関係周辺都道府県における緊急時モニタリング計画の記載項目に関して、基本的な考え方及び例文を示したものである。

なお、本作成要領で示した記載及び構成は一例のため、所在都道府県及び関係周辺都道府県の実情を踏まえたうえで、記載内容の変更及びより詳細な事項の追記を適宜行うものとする。（例えば、警戒事態における近隣の都道府県等との連絡体制等）

今後、原子力災害対策指針及び防災基本計画等が改正（修正）された場合、本資料は、適宜見直しを行う。

## 2 緊急時モニタリング計画の記載事項

緊急時モニタリング計画に記載する項目の例を以下のとおり示す。

（記載例）

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 目的<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 緊急時モニタリングの目的</li><li>(2) 緊急時モニタリング計画の目的</li></ol></li><li>2. 基本的事項<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 基本方針</li><li>(2) 本計画と「緊急時モニタリング実施計画」との関係</li><li>(3) 「○（都道府県名）緊急時モニタリング実施要領」の作成</li></ol></li><li>3. 緊急時モニタリング等の体制<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 緊急時モニタリング体制</li><li>(2) 「○（所在都道府県名）モニタリング本部」の設置</li><li>(3) 緊急時モニタリングセンターの体制</li></ol></li><li>4. 緊急時モニタリング等の体制の整備<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 緊急時モニタリングセンター構成要員の動員体制の整備</li><li>(2) モニタリング資機材等の整備・維持管理</li><li>(3) 緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備</li><li>(4) 平常時における環境放射線モニタリングの実施</li><li>(5) 関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備</li></ol></li></ol> |
|---|

<sup>1</sup> 「原子力施設等の防災対策について」（昭和 55 年 6 月原子力安全委員会）（第 2 章、第 4 章）

5. 協力要請
  - (1) ○(都道府県名)内市町村に対する協力要請
  - (2) 緊急時モニタリングセンター構成要員等の追加派遣要請
6. 緊急時等の対応
  - (1) 情報収集事態における対応
  - (2) 警戒事態における対応
  - (3) 施設敷地緊急事態における対応
  - (4) 全面緊急事態における対応
  - (5) 中期モニタリング
  - (6) 復旧期モニタリング
7. モニタリング結果の確認及び公表
  - (1) モニタリング結果の妥当性の確認
  - (2) モニタリング結果の公表
8. 緊急時モニタリングセンター構成要員の被ばく管理等
  - (1) 緊急時モニタリングセンター構成要員の安全確保
  - (2) 被ばく管理
  - (3) 被ばく管理基準
  - (4) 緊急時モニタリングセンター構成要員の防護措置
9. その他
 

(別添)

  - ・緊急時モニタリングの体制
  - ・緊急時モニタリングセンター 各グループの役割
  - ・緊急時モニタリングセンターの構成図

(解説)

- － 本資料において、所在道府県又は関係周辺道府県の区別に関係しない部分については、単に「○(都道府県名)」とし、所在道府県のみに関する事項については、「○(所在道府県名)」、関係周辺都道府県のみに関する事項については、「○(関係周辺道府県名)」と記す。

### 3 緊急時モニタリング計画の各項目の記載例

目次の各項目について、記載例とともに解説を記す。

#### 3-1 緊急時モニタリングの目的

(記載例)

##### 1. 目的

###### (1) 緊急時モニタリングの目的

緊急時モニタリングは、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集、運用上の介入レベル(OIL:Operational Intervention Level)(以下、「OIL」という。)に基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供を目的とする。

## (2) 緊急時モニタリング計画の目的

この計画は、「○（都道府県名）」が、原子力災害対策指針、防災基本計画（原子力災害対策編）及び○（都道府県名）地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づき、原子力災害時における緊急時モニタリング体制の整備等及び緊急時モニタリングに関する基本的事項について定めたものであり、○（都道府県名）が国の統括の下、関係機関と連携し、迅速かつ効率的に緊急時モニタリングを実施できるようにすること等を目的とする。

## 3-2 基本的事項

(記載例)

### 2. 基本的事項

#### (1) 基本方針

原子力災害対策指針で定める「警戒事態」において、○（都道府県名）は、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行うため、「○（都道府県名）モニタリング本部」を設置する。○（都道府県名）は、国が行う緊急時モニタリングセンター（EMC:Emergency Radiological Monitoring Center（以下、「EMC」という。))の立上げ準備に協力しつつ、並行して環境放射線モニタリングを実施する。

原子力災害対策指針で定める「施設敷地緊急事態」において、○（都道府県名）、○○（所在都道府県においては関係周辺都道府県名、関係周辺都道府県においては所在都道府県名）、○（所在都道府県名）内原子力事業者及び関係指定公共機関は、国が設置するEMCに参画する。○（都道府県名）は、国の統括の下でEMCの一員としてEMCの各構成機関と連携して緊急時モニタリングを実施する。

原子力災害対策指針で定める「全面緊急事態」においては、「施設敷地緊急事態」における体制と同様の体制を継続する。

#### (2) 本計画と「緊急時モニタリング実施計画」との関係

本計画は、○（都道府県名）の緊急時モニタリング体制及びその整備、協力要請、緊急時の対応、モニタリング結果の確認及び公表、EMC構成要員の被ばく管理等並びにその他の緊急時モニタリングに関する基本的事項を定めたものである。一方、「緊急時モニタリング実施計画」は、原子力災害対策指針及びその関係資料、本計画並びに○○（所在都道府県においては関係周辺都道府県名、関係周辺都道府県においては所在都道府県名）の緊急時モニタリング計画等を参照して、事故の状況に応じたモニタリング実施項目や対象区域等について定めるものである。

緊急時モニタリング実施計画は、施設敷地緊急事態に至った際には、原子力規制委員会原子力事故対策本部（以下「原子力事故対策本部」という。）又は全面緊急事態に至った際には、政府の原子力災害対策本部（以下「原子力災害対策本部」）によって策定され、事故の進展等に応じて改訂される。

#### (3) 「○（都道府県名）緊急時モニタリング実施要領」の作成

○（都道府県名）は、緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に実施するため、本計画を踏まえ、あらかじめ具体的な実施内容・方法を規定した「○（都道府県名）緊急時モニタリング実施要領」を作成する。

(解説)

- － EMCに市町村等、例示以外の機関が参画する場合には適宜追記する。関係周辺都道府県等が存在しない等の理由により記載する必要がない事項については適宜削除する。
- － 緊急時モニタリングの実施に支障を来さない範囲において、所在都道府県又は関係周辺都道府県が独自の取組を実施することを妨げるものではない（以下同様）。

### 3-3 緊急時モニタリング等の体制

(記載例)

<p>3. 緊急時モニタリング等の体制</p> <p>(1) 緊急時モニタリング体制</p> <p>○（都道府県名）は、緊急時モニタリング等の体制を原子力災害対策指針及び防災基本計画に示されている緊急事態区分ごとに別表1のとおり定める。</p> <p>(2) 「○（都道府県名）モニタリング本部」の設置</p> <p>警戒事態発生後、○（都道府県名）は「○（都道府県名）モニタリング本部」を設置する。</p> <p>(3) 緊急時モニタリングセンターの体制</p> <p>ア 施設敷地緊急事態に至った際に、国が△△（オフサイトセンター及び環境放射線監視センター等）に設置するEMCの機関構成は以下のとおり。（別図1参照）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 国</li><li>② ○（所在都道府県名）</li><li>③ ○○（関係周辺都道府県名）</li><li>④ 原子力事業者</li><li>⑤ 関係指定公共機関（（独）放射線医学総合研究所及び（独）日本原子力研究開発機構）</li><li>⑥ その他</li></ul> <p>イ EMCは次の組織で活動する。（別表2参照）なお、センター長は原子力規制庁放射線防護対策部監視情報課放射線環境対策室長が務め、センター長が不在の間は◎◎（所在都道府県環境放射線監視センター長等）が代行する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① センター長（原子力規制庁）</li><li>② センター長補佐（◎◎）</li><li>③ 企画調整グループ（原子力規制庁、○（都道府県名）、○（所在都道府県においては関係周辺都道府県名、関係周辺都道府県においては所在都道府県名）、原子力事業者及び関係指定公共機関）</li><li>④ 情報収集管理グループ（原子力規制庁、○（都道府県名）、○（所在都道府県においては関係周辺都道府県名、関係周辺都道府県においては所在都道府県名）、原子力事業者及び関係指定公共機関）</li><li>⑤ 測定分析担当（○（都道府県名）、○（所在都道府県においては関係周辺都道府県名、関係周辺都道府県においては所在都道府県名）、原子力事業者及び関係指定公共機関）</li></ul>
---

(解説)

- － (2) の「○（都道府県名）モニタリング本部」の設置においては、所在都道府県及び関係周辺都道府県の組織に応じて以下の内容等について記載する。

- ・警戒事態時のモニタリング本部の設置
- ・モニタリング本部の構成機関及び組織
- － 緊急時モニタリング計画には、EMC設置前後の都道府県の体制等を記載し、施設敷地緊急事態において都道府県モニタリング本部が改組される場合はその旨を記載する。
- － 広域の緊急時モニタリングを計画的、効果的かつ効率的に行うため、国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関が連携して、相互に補い合いながら緊急時モニタリングを実施することが重要である。
- － 「原子力事業者」は事故が発生した施設の原子力事業者を指す。それ以外の原子力事業者は、原子力規制委員会が作成する動員計画に基づき参画する。なお、所在都道府県内の他の原子力事業者が参画する場合にはその旨を追記する。
- － 所在都道府県には、「企画調整グループ」、「情報収集管理グループ」及び「測定分析担当」を設置する。
- － 関係周辺都道府県には、「測定分析担当」を設置する。関係周辺都道府県は、EMCの一員としてEMCセンター長の指揮の下、関係周辺都道府県内で緊急時モニタリングを実施する。
- － 具体的な緊急時モニタリングについては、緊急時モニタリング実施計画に沿って実施するが、事象の進展速度によっては緊急時モニタリング実施計画が策定出来ていない場合や、国との連携が確保出来ない場合も想定されるので、その際には、本計画及び緊急時モニタリング実施要領に従ってEMCセンター長（未到着等により不在の場合は所在都道府県環境放射線監視センター長等）の判断により対応する。

### 3-4 緊急時モニタリング等の体制の整備

(記載例)

4. 緊急時モニタリング等の体制の整備
(1) 緊急時モニタリングセンター構成要員等の動員体制の整備
ア ○(都道府県名)は、EMCに派遣する○(都道府県名)のEMC構成要員を「○(都道府県名)緊急時モニタリング実施要領」において定める。
イ ○(都道府県名)は、毎年度、人事異動等の状況を反映させた○(都道府県名)内のEMC構成機関のEMC構成要員のリストを収集する。
ウ 原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの要員の動員計画をあらかじめ定めることとしており、○(都道府県名)は、国の整備する動員計画を参考にしつつ、「○(都道府県名)緊急時モニタリング実施要領」において○(都道府県名)の緊急時モニタリング体制を定め、常に最新の状態を保つ。
エ ○(都道府県名)は、「○(都道府県名)緊急時モニタリング実施要領」で定めたEMC構成要員に対して、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する研修及び訓練を行う。
(2) モニタリング資機材等の整備・維持管理
ア ○(都道府県名)は、モニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器、環境試料分析装置、携帯電話等の通信機器及び防護用資機材の整備を行う。なお、平常時から定期的な校正やクロスチェック等を実施し利用可能な状態を保つ。
イ 原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの資機材の動員計画をあらかじめ定めることとしており、○(都道府県名)は、国の整備する動員計画を参考にしつつ、「○(都道府県名)緊急時モニタリング実施要領」において○(都道府県名)の緊急時モニタリング体制

を定め、常に最新の状態を保つ。

ウ ○（都道府県名）は、持続可能なモニタリング体制を維持するため、○（都道府県名）内で活動するEMC構成要員の宿泊施設や活動に必要な燃料を確保し、あらかじめ想定される物資（水・食料等）を備蓄する。

### （3）緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備

（1）及び（2）のほか、空間放射線量率の測定や環境試料採取の候補地点等の緊急時モニタリングを実施するうえで必要な関連情報・資料について、○（都道府県名）は、「○（都道府県名）緊急時モニタリング実施要領」に添付し、定期的に見直しを図る。

### （4）平常時における環境放射線モニタリングの実施

緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、○（都道府県名）は、平常時より環境放射線モニタリングを適切に実施し、測定結果を整理・保管しておくとともに、○（所在都道府県名）は、○（所在都道府県名）内原子力事業者と測定結果を共有する。

### （5）関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備

ア ○（都道府県名）は、平常時及び緊急時モニタリングの実施に関し、地方放射線モニタリング対策官と定期的に協議を行い、緊密な連携を図る。

イ ○（都道府県名）は、原子力規制庁、○○（所在都道府県においては関係周辺都道府県名、関係周辺都道府県においては所在都道府県名）、原子力事業者、関係指定公共機関等EMC構成機関と平常時からの意見交換等を通じて緊密な連携を図るとともに、訓練及び研修等の実施を通じて、緊急時モニタリングに関する技術力の維持向上等を図る。

ウ ○（都道府県名）は、EMC構成機関からEMCへ派遣される要員等の受け入れ体制を整備する。

エ ○（都道府県名）は、災害等の様々な要因によりEMC構成要員若しくは資機材又は双方が不足する可能性を考慮し、警戒事態における緊急時モニタリングの準備等に支障がないよう、あらかじめ関係機関による支援体制等を確保する。

### （解説）

- ー 所在都道府県及び関係周辺都道府県は、施設敷地緊急事態発生に至った際に、EMCへ迅速にEMC構成要員を派遣するため、EMCへ派遣する要員のリストを事前に作成しておく。また、緊急時モニタリングで用いる資機材（車両や防護資機材等を含む）のリストを事前に作成し、準備状況を確認しておく。
- ー 所在都道府県が取りまとめる要員リストには、所在都道府県の要員の他に、所在都道府県内原子力事業者及び関係周辺都道府県の要員並びにその他の協定等に基づいて派遣されることが定められている要員を記載する。
- ー 周辺関係都道府県が取りまとめる要員リストには、周辺関係都道府県の要員及びその他の協定等に基づいて派遣されることが定められている要員を記載する。
- ー 原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの実施に必要なEMC構成要員及び資機材の動員計画を作成し、定期的に見直すこととしているので、所在都道府県及び関係周辺都道府県はこの動員計画に沿って、広域又は長期に及ぶ緊急時モニタリングの実施に予め備えておくことが重要である。

- 一 所在都道府県及び関係周辺都道府県は、あらかじめ緊急時の対応について宿泊施設や給油所等と取り決めておくなどし、EMC構成要員の宿泊施設や燃料を確保する。また、環境放射線監視センター等で活動するEMC構成要員の水や食料等を備蓄しておく。なお、確保や備蓄に関する規定が、別に規定されている場合は、その旨を記載する。
- 一 原子力災害発生後に、緊急時モニタリングの対応を遅滞なく行うためには、緊急時モニタリングに係る情報が整理されていることが重要である。所在都道府県は、関係周辺都道府県の協力の下、所在都道府県及び関係周辺都道府県の緊急時モニタリングに関する情報を収集し、これをオフサイトセンター及び代替オフサイトセンターにある資料と同一のものとしておく。

具体的には以下のとおりである。

- ・固定観測局：緯度・経度・標高、機器の性能・検出器地上高、原子力施設からの直線距離及び方位（16方位）等
- ・可搬型モニタリングポスト等：設置予定地点の緯度・経度・標高、機器の性能・検出器地上高、原子力施設からの直線距離及び方位（16方位）等
- ・走行サーベイ予定ルート（地図）
- ・飲食物試料採取：井戸・浄水場等の採取予定地点の緯度・経度、原子力施設からの直線距離及び方位（16方位）等
- ・環境試料採取：採取予定地点の緯度・経度、原子力施設からの直線距離及び方位（16方位）等
- ・その他：関係者の連絡先、資機材の保管場所、測定結果の単位、現地周辺地図、道路地図、測定予定地点地図、土地利用図、住宅地図及び気象条件等

これらの情報については、地名にふりがなを添えるなど、分かりやすく取りまとめることが重要である。

- 一 関係周辺都道府県は、必要に応じて原子力事業者と平常時の環境放射線モニタリングの測定結果を共有する。
- 一 平常時の環境放射線モニタリング結果は、緊急時モニタリングの結果の妥当性確認のために用意するものである。

### 3-5 協力要請

(記載例)

#### 5. 協力要請

(1) ○(都道府県名)内市町村に対する協力要請

○(都道府県名)は、○(都道府県名)内市町村に対して、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施のため、職員の派遣等必要な協力を要請する。

(2) 緊急時モニタリングセンター構成要員等の追加派遣要請

EMCセンター長は、EMC構成要員等の追加の支援が必要な場合には、原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部にEMC構成要員の追加派遣を要請する。

### 3-6 緊急時等の対応

(記載例)

#### 6. 緊急時等の対応

##### (1) 情報収集事態における対応

情報収集事態（原子力施設等所在市町村において震度5弱以上（所在都道府県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く）の地震の発生を認知した場合）に至った際には、○（都道府県名）は、原子力施設からの放射性物質の放出を検出することをできるよう平常時のモニタリングを継続する。なお、○（都道府県名）は自然災害等の影響により固定観測局や大気中の放射性ヨウ素濃度測定器等に異常がある場合には代替機の設置又は修理等の必要な対応をとる。

##### (2) 警戒事態における対応

警戒事態に至った際には、○（都道府県名）は、関係機関に対して出動の指示又は要請を行うとともに「○（都道府県名）モニタリング本部」を設置し平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を開始する。

###### ア EMCの設置準備

○（都道府県名）は、EMCの立上げに備え、通信機器等の稼働状況の確認や、あらかじめ準備した物資や宿泊施設の確認等、EMC構成機関の要員の受け入れ態勢の確保を行う。

###### イ 固定観測局の確認

○（都道府県名）モニタリング本部は、固定観測局の稼働状況等の確認を実施する。

また、○（都道府県名）モニタリング本部は、自然災害等の影響により異常がある場合には、代替機の設置や修理等の必要な対応をとる。

###### ウ 固定観測局による測定の強化

○（都道府県名）モニタリング本部は、固定観測局による空間放射線量率等の測定を強化する。

###### エ 可搬型モニタリングポスト等の設置及び測定の開始

○（都道府県名）モニタリング本部は、可搬型モニタリングポスト等を設置予定地点へ設置し、測定を開始する。

###### オ モニタリングカー等の出動準備と交通情報の取得

○（都道府県名）モニタリング本部は、モニタリングカー等の出動に備えて設備等の確認を行うとともに、モニタリングルート上の交通情報を取得する。

###### カ 放出源情報等の収集

○（所在都道府県名）モニタリング本部は、原子力事業者から敷地内のモニタリング情報を含む放出源情報（敷地境界周辺のモニタリングポスト、排気筒モニタ及び放水口モニタの測定結果）及び敷地内気象情報を収集する。

###### キ 必要な資料の準備

○（所在都道府県名）は、原子力施設周辺の平常時の空間放射線量率及び環境試料中放射性核種濃度等に係る資料を準備する。

##### (3) 施設敷地緊急事態における対応

施設敷地緊急事態に至った際には、国は、△△（オフサイトセンター及び環境放射線監視セ



ンター等)にEMCを設置する。○(都道府県名)、○○(所在都道府県においては関係周辺都道府県名、関係周辺都道府県においては所在都道府県名)、○(所在都道府県名)内原子力事業者及び関係指定公共機関は、EMC構成要員の派遣及び資機材の提供を行う。

EMCは、緊急時モニタリングを速やかに開始する。具体的には、固定観測局による監視強化を継続するとともに、固定観測局を補完するため、必要に応じ可搬型モニタリングポスト等の配置の見直しを行う。

なお、○(都道府県名)は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、○(都道府県名)が定めた本計画及び「○(都道府県名)緊急時モニタリング実施要領」に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づき、EMCの一員として、緊急時モニタリングを実施する。

#### (4) 全面緊急事態における対応

EMCは、施設敷地緊急事態における対応と同様に緊急時モニタリングを継続するとともに、緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタリングを実施する。具体的には、OILの防護措置の判断材料の提供のため、固定観測局及び可搬型モニタリングポスト等による空間放射線量率の連続測定を行う。更に必要に応じて、EMCは、モニタリングカー又は高線量率測定用のサーベイメータ等を用いてモニタリングを実施する。

また、空間放射線量率の測定結果が $0.5\mu\text{Sv/h}$ (周辺線量当量率)を超える地域においては、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行う。

EMCは、事故の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえ、適宜緊急時モニタリング実施計画の改訂について、原子力災害対策本部に提案する。

#### (解説)

- 「固定観測局による空間放射線量率等の測定を強化」とは、データ収集の頻度の目安は2分に1回以上程度等とすることである。
- 「(2)カ 放出源情報の収集」は、所在都道府県の緊急時モニタリング計画に必要な記載例である。
- 施設敷地緊急事態以降において、所在都道府県及び関係周辺都道府県内で要員の増員をする場合には、所在都道府県及び関係周辺都道府県で出動連絡を行うことを追記する。
- 警戒事態では、都道府県モニタリング本部は、固定観測局による大気中の放射性物質(放射性ヨウ素等)採取装置のうち、平常時から連続採取している装置については可能であれば稼働状況を確認する。
- 放射性ヨウ素濃度については、被ばく評価上有効な情報であり半減期が短いことから、空間放射線量率の測定に支障のない範囲で、可能であれば固定観測局等のヨウ素採取装置等により採取した試料を回収し、Ge半導体検出器等を用いて測定を行う。

#### (記載例)

### 6. 緊急時等の対応

#### (5) 中期モニタリング

中期モニタリングは、中期対応段階において実施する。その結果を放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体の被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。中期モニタリングでは、初期モニタリング項目のモニタリングを充実させるとともに、住民等の被ばく線量を推定する。

(解説)

- － 初期モニタリングとは、初期対応段階において実施されるモニタリングのことである。
- － 具体的な中期モニタリングの考え方については、今後の原子力規制委員会での検討を受けて記載する。
- － 中期モニタリングの進捗に応じて、緊急時モニタリング実施計画等の見直しを行う。

(記載例)

## 6. 緊急時等の対応

### (6) 復旧期モニタリング

復旧期モニタリングは、避難区域見直し等の判断、被ばく線量を管理し低減するための方策の決定、現在および将来の被ばく線量の推定等に用いるものであり、空間放射線量率および放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。

(解説)

- － 具体的な復旧期モニタリングの考え方については、今後の原子力規制委員会での検討を受けて記載する。

## 3-7 モニタリング結果の確認及び公表

(記載例)

## 7. モニタリング結果の確認及び公表

### (1) モニタリング結果の妥当性の確認

緊急時モニタリング結果（警戒事態においては、強化された平常時モニタリングの結果。以下本項において同様。）については、EMC（警戒事態においては○（都道府県名）モニタリング本部。以下本項において同様。）に集め、EMCは、測定方法の妥当性や機器異常の有無等の観点から妥当性の確認を行う。

妥当性の確認を行った緊急時モニタリング結果については、EMCから原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部（警戒事態においては、○（都道府県名）モニタリング本部から○（都道府県名）原子力災害警戒本部及び原子力規制委員会原子力事故警戒本部）に現地の情報を必要に応じて付与し報告する。

さらに、原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部で評価した緊急時モニタリングの結果について○（都道府県名）は関係市町村と共有する。

### (2) モニタリング結果の公表

#### ア EMC設置前におけるモニタリング結果の公表

「○（都道府県名）モニタリング本部」から報告を受けた「○（都道府県名）本部」は、ホームページ等でモニタリング結果等を速やかに公表する。

#### イ EMC設置後における緊急時モニタリング結果等の公表

原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部は、EMCから報告を受けた緊急時モニタリング結果を速やかに解析・評価し、ホームページ等で公表することとしている。

また、○（都道府県名）は、原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部が解析・評価した結果を原子力規制委員会事故現地対策本部又は原子力災害現地対策本部から速やかに入手し、必要に応じてホームページ等で公表する。公表の際には住民等にとって分かりやすい公表となるよう国と必要な調整を行う。

(解説)

- 一 施設敷地緊急事態以降、所在都道府県及び関係周辺都道府県が独自に行ったモニタリングの結果については、住民等にとって分かりやすい公表となるよう公表のタイミング等について、国と必要な調整を行う。

なお、連続して測定されている結果については、ア又はイの記載とは別に随時ホームページ等で公開する。

### 3-8 緊急時モニタリングセンター構成要員の被ばく管理等

(記載例)

#### 8. 緊急時モニタリングセンター構成要員の被ばく管理等

##### (1) 緊急時モニタリングセンター構成要員の安全確保

EMCセンター長は、EMC構成要員に対して、当該EMC構成要員が所属する機関の安全確保に関する規定を遵守できるよう、当該機関と調整して緊急時モニタリングを実施させる。

○(都道府県名)は、○(都道府県名)の関係する規定に基づき○(都道府県名)のEMC構成要員の安全を確保する。

##### (2) 被ばく管理

ア ○(都道府県名)は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所で活動する○(都道府県名)のEMC構成要員に個人被ばく線量計を配布し、活動期間中の外部被ばく線量を記録する。また、EMCに派遣する○(都道府県名)のEMC構成要員の被ばく線量を管理する。

イ EMCセンター長は、EMC構成機関と協力して適切にEMC構成要員の被ばく管理を行う。具体的には、EMCは、各機関が取りまとめたそれぞれのEMC構成要員の個人被ばく線量を収集・把握するとともに、緊急時モニタリング実施内容(指示書)の作成の際に考慮する。

なお、空間放射線量率測定及び試料採取については、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する事項について研修及び訓練を受けた職員を含む2名以上を1チームとして実施する。

##### (3) 被ばく管理基準

○(都道府県名)のモニタリング要員の活動期間中の外部被ばくの管理基準値等については緊急時モニタリング実施要領等で定め、その値を超えたとき、もしくは超えるおそれのあるときは、EMC構成機関はEMCセンター長の判断を参考に当該モニタリング要員に活動中止の指示をする。EMCセンター長からの判断が伝えられない場合であっても、EMC構成機関又は当該モニタリング要員自身の判断により、直ちに活動を中止する。

##### (4) 緊急時モニタリングセンター構成要員の防護措置

ア EMC構成機関は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所において活動を行う要員に対して、出動時に防護服及び防護マスク等の着用又は携帯を指示する。

イ EMC構成機関は、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場所において活動を行う要員に対して、安定ヨウ素剤を携行させるとともに、原子力災害対策本部等は服用の指示を出す。

(解説)

- － EMC構成要員はEMCの一員として活動するが、身分はEMC構成機関にあり、放射線防護を含む安全管理に関してはEMC構成機関が責任を負っており、EMC構成要員の放射線防護を含む安全管理については、当該EMC構成要員が所属する機関の規定を適用される。
  - － 現在参考となる緊急作業者の被ばく限度は以下のとおりである。
    - ①人事院規則：100mSv
    - ②電離放射線障害防止規則：100mSv
- ※ 上記①及び②は、東京電力福島第一原子力発電所事故時に一時的に250mSvに引き上げられた。
- － EMC構成要員の個人被ばく線量の記録については、当該EMC構成要員が所属する機関も保管するとともに、各EMC構成要員の個人被ばく線量の管理の最終責任は、EMC構成機関が負う。

### 3-9 その他

(記載例)

9. その他
--------

原子力災害対策指針において「今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題」とされている事項については、今後の検討結果を踏まえ、本計画を適宜改定する。
---

(解説)

- － その他の必要事項を適宜記載する。

別表1 緊急時モニタリングの体制（所在都道府県の場合の例）

	緊急時モニタリング体制	
	国	○（都道府県名）
【警戒事態】	EMCの設置準備	「○（都道府県名）モニタリング本部」の設置 (構成) ※1 ・ ○（都道府県名） ・                    :
【施設敷地緊急事態】	EMCの設置 ・ EMCの体制図については別図1に示す。  ・ EMCの各グループの役割については別表2に示す。	EMCへの参画※2 ・ 企画調整グループ ・ 情報収集管理グループ ・ 測定分析担当
【全面緊急事態】		

※1 警戒事態における都道府県モニタリング本部に参画する構成機関を適宜記載する。

※2 都道府県モニタリング本部を維持する場合は、その体制を記載する。

別表2 緊急時モニタリングセンター 各グループの役割（所在都道府県の場合の例）

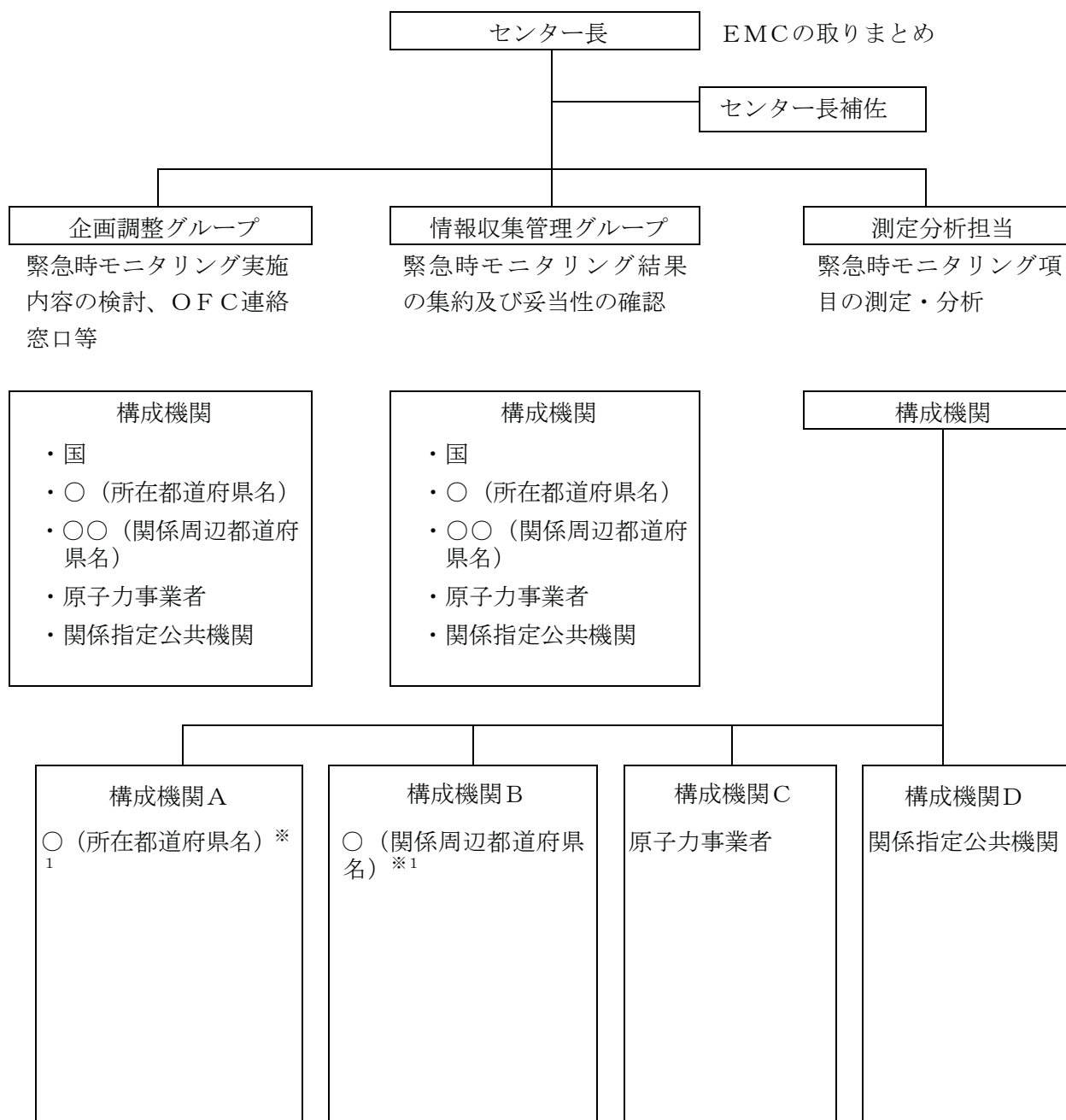
グループ	業務内容										
センター長 （原子力規制庁監視情報課 放射線環境対策室長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EMC の総括</li> </ul>										
センター長補佐 （○（都道府県名）環境放射線監視 センター長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ センター長の補佐</li> <li>・ センター長不在の場合、センター長の代行</li> </ul>										
企画調整グループ （別図1参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時モニタリング実施計画に基づく実施内容（指示書）の作成</li> <li>・ 緊急時モニタリング結果のERC※<sup>1</sup>放射線班への報告</li> <li>・ 緊急時モニタリング結果の現地情報の付与（必要に応じ）</li> <li>・ 緊急時モニタリング実施計画の改訂の提案</li> <li>・ OFC各班から提供される関連情報等のEMC内での共有</li> <li>・ OFC放射線班との連絡調整</li> <li>・ EMC構成要員、資機材等の確保（ERC※<sup>1</sup>への動員要請）</li> <li>・ EMCの運営支援（宿泊場所、食事の手配等）</li> <li>・ 所在都道府県及び関係周辺都道府県等との連絡調整</li> <li>・ EMC構成機関が行うEMC構成要員の個人被ばく線量管理状況の収集</li> </ul>										
情報収集管理グループ （別図1参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時モニタリング結果の取りまとめ及び妥当性の確認</li> <li>・ 緊急時モニタリング結果の企画調整グループへの伝達</li> <li>・ 妥当性確認における測定分析担当への再調査の連絡</li> </ul>										
測定分析担当 （別図1参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モニタリング結果の情報収集管理グループへの報告</li> <li>・ 可搬型モニタリングポストの設置、測定</li> <li>・ モニタリングカー、サーベイメータによる測定</li> <li>・ 大気中ヨウ素試料の採取、測定</li> <li>・ 環境試料の採取、測定</li> <li>・ 資機材等の管理（汚染管理を含む）</li> <li>・ モニタリング要員の個人被ばく線量管理及び記録（EMC構成機関ごと）</li> <li>・ 環境試料の保管、廃棄</li> </ul>										
測定分析担当の組織と活動拠点											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>活動拠点（例示）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・関係指定公共機関</td> <td>OFC、○（所在都道府県名）環境放射線監視センター</td> </tr> <tr> <td>○（所在都道府県名）※<sup>2</sup></td> <td>OFC、○（所在都道府県名）環境放射線監視センター</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者※<sup>3</sup></td> <td>OFC、事業者分析室※<sup>4</sup></td> </tr> <tr> <td>○（関係周辺都道府県名）※<sup>2</sup></td> <td>関係周辺都道府県の環境放射線監視センター</td> </tr> </tbody> </table>	組織	活動拠点（例示）	国・関係指定公共機関	OFC、○（所在都道府県名）環境放射線監視センター	○（所在都道府県名）※ <sup>2</sup>	OFC、○（所在都道府県名）環境放射線監視センター	原子力事業者※ <sup>3</sup>	OFC、事業者分析室※ <sup>4</sup>	○（関係周辺都道府県名）※ <sup>2</sup>	関係周辺都道府県の環境放射線監視センター
組織	活動拠点（例示）										
国・関係指定公共機関	OFC、○（所在都道府県名）環境放射線監視センター										
○（所在都道府県名）※ <sup>2</sup>	OFC、○（所在都道府県名）環境放射線監視センター										
原子力事業者※ <sup>3</sup>	OFC、事業者分析室※ <sup>4</sup>										
○（関係周辺都道府県名）※ <sup>2</sup>	関係周辺都道府県の環境放射線監視センター										

※1 ERCとは、原子力事故対策本部および原子力災害対策本部を表す。

※2 本部を持つ所在都道府県又は関係周辺都道府県においては「○（所在都道府県名）モニタリング本部」又は「○（関係周辺都道府県名）モニタリング本部」とする。

※3 発災事業者以外の原子力事業者は、国の動員計画に基づき参画するが発災事業者と同一場所で活動すると考えられるので、企業名ではなく「原子力事業者」とした。

※4 汚染状況により使用できない場合には、代替についてEMCが検討する。



別図1 緊急時モニタリングセンターの構成機関（所在都道府県の場合の例）

※1 本部を持つ所在都道府県及び関係周辺都道府県においては「○（都道府県名）モニタリング本部」とし、モニタリング本部の構成機関を記載する。